

第4章 計画の内容

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

【現状と課題】

女性は人口の半分、労働力人口の4割余りを占めていますが、政治、経済、社会などの多くの分野における政策・方針決定過程への女性の参画はまだまだ低い状況です。本市の審議会等の女性委員の割合は、令和3年4月現在 21.3%であり、目標としていた30%の達成に向けてなお努力が必要です。

意識調査の、「政策方針決定の場への女性の参画について」では、「女性が増える方が良い」が約7割であり、そのためには「男性優位の組織運営を改善すること」、「女性自身が積極的な参画意識を持つこと」や「女性を登用することへの抵抗感をなくすこと」が必要であるとの回答が多くなっています。

また、地域活動への参画では、「自治会、まちづくりなどの地域活動への参加」は、男性の割合が32.6%、女性の割合が26.0%である一方で、「PTA、子ども会などの子どもや青少年の育成活動への参加」は男性の割合が13.2%、女性の割合が18.6%となっており男女差がみられます。

男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近である地域が重要な役割を果たすため、一人ひとりが協力しながら家庭生活や地域社会での男女共同参画を推進していくことが必要です。

今後、地域づくりを進める上で、自治会、まちづくりなどへの女性の参画も重要であり、みんなで協力しながらより活力のある地域を作り上げていくことが求められます。

さらに、職場における女性の参画促進や男女間格差の是正、女性の能力発揮を促進するための支援も重要であり、女性に対する就労支援とともに、多様な働き方が選択できる環境の整備も必要です。

意識調査では、生活の中で、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活(地域活動・学習・趣味・付き合いなど)」の優先するものについて、希望と現実を聞いた結果は、“「仕事」と「家庭生活」をともに優先”の割合が35.2%、“「仕事」、「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先”の割合が21.7%、“「家庭生活」を優先”の割合が17.3%となった希望に対して、現実には、“「仕事」を優先”の割合が32.8%、“「家庭生活」を優先”の割合が22.8%、“「仕事」と「家庭生活」をともに優先”の割合が22.0%となっています。

働くことを希望するすべての人が働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、多様なライフスタイルが選択できる環境の整備や子育て、介護等に対する社会的支援の充実が必要です。

また、ワーク・ライフ・バランス^{※1}を推進することにより、男性の仕事中心の意識の改善に向けた啓発や経営者や管理職の意識向上のための取組を充実していくことも必要です。

施策の方向1

政策・方針決定過程への女性の参画促進



- あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、審議会等への女性委員の選任に取り組むとともに、市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき管理職等への積極的な登用を図ります。
- 企業や団体等においても女性活躍推進の必要性について広く働きかけ、女性活躍推進法^{※2}に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに女性活躍や多様で柔軟な働き方の導入の啓発や情報発信を行います。

成果指標

項目	令和2年度実績	令和8年度目標
審議会・委員会等における女性委員の割合	21.4%	40%以上 60%以下

《施策概要》

(1)女性の政策・方針決定への参画促進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
20	市の審議会や委員会における女性の参画促進	市の審議会・委員会における女性委員の割合が半数に近づくよう庁内に働きかけ積極的な登用を図ります。	人権推進課
21	企業・団体等への啓発・情報の提供	市政に多様な意見を反映させるため、リーフレット等を配布し、企業や各種団体等における女性の登用促進の啓発を行います。	人権推進課

※1 ワーク・ライフ・バランス

働くすべての人々が仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のことをいいます。

※2 女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため制定された法律です。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、常時雇用される労働者の数が301人以上の民間企業等)に義務付けられました。令和4(2022)年から一般事業主行動計画の策定や情報の公表の義務が101人以上の事業主まで拡大されます。

施策の方向2

男女共同参画を支える市民活動の促進



- 自治会や PTA、ボランティア等の地域活動、市民活動においては、役職者として女性の参画を一層進めることにより、それぞれの地域が抱える課題やニーズに対し、様々な視点からの課題解決を促進します。
- 地域における女性リーダーの育成を支援し、女性のエンパワーメント^{※3}促進のための学習機会や情報提供を行います。

成果指標

項目	令和2年度 実績	令和8年度 目標
女性の認定農業者数	31人	31人
地域環境学習の開催地区数	4地区	17地区 (5年間の累計)

《施策概要》

(1)男女共同参画の視点に立った市民活動の促進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
22	ボランティア養成講座の実施	ボランティア活動への参加を促進するため、ボランティア養成講座の開催と終了後の活動の場を提示します。	生涯学習課
23	ボランティア活動の支援	各種団体と連携し、地域活動や福祉活動に役立つ情報等の収集発信に努め、ボランティア活動を支援します。	厚生課
24	新規 市民活動における男女共同参画	自治会活動、地域のチカラ協働事業などの地域活動や、市民協働モデル事業など市民団体が活動する際は、様々な人から意見を聴き、誰もが参画しやすい環境づくりを推進します。	地域活動支援課
25	男女共同参画社会づくり実行委員会への活動支援	地域における男女共同参画の理解が深められるよう男女共同参画社会づくり実行委員会の活動を支援します。	人権推進課

(2)女性リーダーの育成とエンパワーメントの促進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
26	女性リーダー育成や女性のエンパワーメントのための学習機会の情報の提供	県や市が主催する研修事業等を広報紙等で周知することにより学習機会の情報を提供し、参加を促進します。	人権推進課
27	消費者リーダーの活動支援	消費者団体の男女共同参画を促進するため、消費者リーダーの活動を支援します。	生活課
28	農村女性リーダーの育成と女性農業者のエンパワーメントの促進	男女が共に築く豊かで活力ある農村社会の形成のため、女性の認定農業者 ^{※4} や女性農業士を育成します。	農政課
29	環境に関する分野への女性の参画の促進	環境に関する分野への女性の参画を促進するため、エコマイスターの活用を図ります。	環境課
30	婦人防火クラブ員リーダーの育成	婦人防火クラブ員の一人ひとりが地域活動のリーダーとなれるよう各種研修会等を実施します。	予防課

※3 エンパワーメント

自己決定する力、仕事上の技術力、経済的な力、物事を決定する場での発言力などを身につけ、その力を発揮し、様々な政策決定過程に参画するなど、力をつけることをいいます。

※4 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人をいいます。農業を職業として選択していこうとする意欲のある人であれば、性別や経営形態等の要件にとらわれず認定の対象となります。

施策の方向3

働く場における女性の活躍推進【女性活躍推進計画】



- 女性が能力を発揮して働くことができ、かつ、多様で柔軟な働き方が可能となる就労環境づくりや男女の均等な待遇確保等についての理解を深めるための啓発を行います。
- 農林業や自営の商工業等においても女性が活躍できるよう女性の経営参画や環境づくりについての支援を行います。

成果指標

項目	令和2年度 実績	令和8年度 目標
家族経営協定締結数	192組	207組
創業支援者件数	74件	365件 (5年間の累計)

《施策概要》

(1)男女の均等な雇用機会と待遇の確保

No.	事業名	事業内容	推進担当課
31	事業所における福利厚生 の充実	市勤労者福祉共済会への加入を促進し、 勤労者やその家族の福利厚生の増進を 図ります。	産業振興課
32	家族経営協定 ^{※5} の推進	女性農業者の権利・役割の確立を目指 し、パートナー・シップを発揮しながら農 業経営への参加ができるよう女性農業 者への支援を行います。	農業委員会 事務局
33	事業所における一般事業 主行動計画策定支援	女性活躍推進法に基づく一般事業主行 動計画を策定に取り組む事業所に対し、 策定に必要な情報提供を行います。	人権推進課

※5 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

(2)職業・職種の拡大と職業訓練の充実

No.	事業名	事業内容	推進担当課
34	就業希望者や労働者への職業能力開発の促進	就業希望者や労働者の技術向上訓練の充実を図り、職業意識の向上に努めます。 ・優良従業員表彰の実施 ・鹿沼共同高等産業技術学校による知識及び技能指導 ・職業訓練プログラムの実施	産業振興課

(3)仕事へのチャレンジ・雇用の促進

No.	事業名	事業内容	推進担当課
35	創業相談	創業、起業、キャリアに関する相談に対応します。	産業振興課
36	就職支援情報の提示	求職者向けの相談機関の提示、技能向上のための職業訓練、各種助成制度等の情報を提示します。	産業振興課



鹿沼共同高等産業技術学校

施策の方向 4

互いに支え合い働きやすい環境づくり支援【女性活躍推進計画】



- 男性の育児休業の取得促進やライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入についての啓発やワーク・ライフ・バランスを実現するための取組が推進されるよう支援を行います。
- 子育てに関する不安や負担の解消や男女がともに子育てと仕事や地域活動などを行うことができるよう、保育施設の設備と保育人材の確保の促進、ライフスタイルに対応した保育サービスの提供などのきめ細やかな子育て支援を推進します。

成果指標

項 目	令和2年度 実績	令和8年度 目標
ワーク・ライフ・バランスの実際の優先度(※) ①仕事と家庭生活をともに優先 ②仕事と地域・個人の生活をともに優先 ③仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先 ①から③を優先する人の割合	30.6%	40.0%
地域子育て支援センター実施か所数	4 か所	4か所
一時保育の実施か所数	14か所	16か所
休日保育の実施か所数	1か所	1か所
病児・病後児(体調不良児含む)保育の実施か所数	2か所	2か所
放課後児童クラブ運営委託数	40 クラス	43 クラス
ハラスメント防止研修の実施回数	1 回	2 回

※鹿沼市男女共同参画社会に関する意識調査(令和2年度)

《施策概要》

(1)ワーク・ライフ・バランス意識向上のための取組

No.	事業名	事業内容	推進担当課
37	ワーク・ライフ・バランスのための情報提供及び推進	育児・介護等の関係法令や助成制度等の周知、多様で柔軟な働き方の導入の重要性について情報提供を行います。 ・セミナー、講演会、懇談会等の開催	人権推進課
		仕事と家庭の両立を支援する制度を周知し、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。 ・市職員向け研修の実施 ・「職員のしおり」の発行による制度の周知	人事課
38	新規 「イクボス」※6の普及・啓発	「イクボス宣言プロジェクト」を活用し、部下のワーク・ライフ・バランスを応援する経営者や管理職(イクボス)への理解を広め、働きやすい職場づくりを推進します。	人権推進課

※6 イクボス

イクボスとは、職場でともに働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果も出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)のことであり、上司自ら宣言することをいいます。対象は男性に限らず女性も含まれます。現在は、NPO 法人 Fathering Japan (ファザリング・ジャパン)が主体となりイクボスプロジェクトが進められています。

(2)多様な働き方が選択できる支援と環境の整備

No.	事業名	事業内容	推進担当課
39	公立・民間保育園等施設整備の促進	保育園整備計画に基づき、公立・民間保育園等の施設整備を推進し、保育環境の充実を図ります。	保育課
40	地域子育て支援センターの運営	地域子育て支援センターの運営や事業の委託のほか、育児相談を実施し、きめ細やかなサービスを行います。	保育課
41	多様化する保育ニーズに対応するための保育サービスの充実	<p>保護者の就労形態や子どもの状況などに応じた保育サービスの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児、障がい児、延長保育の実施 ・一時保育の実施 ・休日保育の実施 ・病児・病後児保育の実施 ・認可外保育施設の支援 ・地域子育て支援センター事業の実施 	保育課
		<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の安全の確保と健全な育成を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の実施 ・放課後児童クラブの運営委託 ・障がい児学童保育の支援 	子育て支援課
42	仕事と家庭(育児)を両立できる環境の整備	仕事と家庭を両立できる支援のためのファミリーサポートセンター事業を実施します。	子育て支援課
43	家事・育児・介護などへの男性の参画促進	家庭生活における男女相互の協力促進に向けた講座等を開催します。	人権推進課

(3)職場におけるハラスメント※7への対策

No.	事業名	事業内容	推進担当課
44	働く場におけるパワーハラスメント、モラルハラスメント等の防止のための啓発	各種ハラスメントについて、企業訪問時の周知や業種組合等事業所に向けて啓発活動を行います。	産業振興課
		市職員向け各種ハラスメント防止のための研修を行います。	人事課
45	市民に向けた各種ハラスメント防止のための啓発	各種ハラスメント防止や相談窓口について、イベントや講座等により啓発を行います。	人権推進課



※7 ハラスメント

他者に対する発言や行動等が本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいいます。セクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)、マタニティ・ハラスメント(妊娠期における嫌がらせ)、パワー・ハラスメント(上司などからの嫌がらせ)などがあります。